




# 無償化給付をもらっていない幼児の計算例

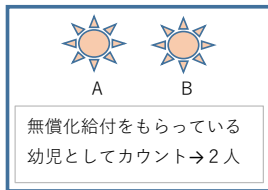
<在籍する幼児が、A,B,C,D,Eの5人の場合>

- AとB… 無償化給付をもらっており、教育・保育給付認定(認可保育所等を利用する際に必要な認定)を受けたことがある幼児 ⇒  で表記
- C… 無償化給付をもらっているが、教育・保育給付認定(認可保育所等を利用する際に必要な認定)を受けたことがない幼児 ⇒  で表記
- DとE… 無償化給付をもらっていない幼児 ⇒  で表記

※本事業の対象施設となるためには、申請日の属する前年度5月1日時点において、無償化給付をもらっていないとしてカウントされる幼児の割合が50%以上であることが必要。

令和6年度まで…例外的な計算方法（経過期間中のみ適用）

- AとB… 無償化給付をもらっている幼児としてカウント
- C… 無償化給付をもらっていない幼児としてカウント
- DとE… 無償化給付をもらっていない幼児としてカウント

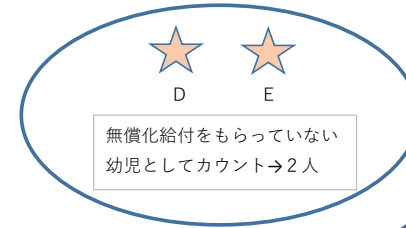
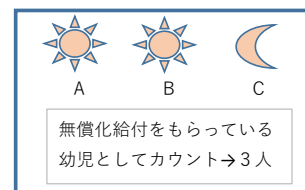


無償化給付をもらっていない幼児の割合は、 $3 \div 5 = 60\%$   
…50%以上のため、本事業の対象となる。

令和6年度までは、こちらの方法で計算します。

令和7年度以降…原則的な計算方法（経過期間終了後に適用）

- AとB… 無償化給付をもらっている幼児としてカウント
- C… 無償化給付をもらっている幼児としてカウント
- DとE… 無償化給付をもらっていない幼児としてカウント



無償化給付をもらっていない幼児の割合は、 $2 \div 5 = 40\%$   
…50%以上でないため、本事業の対象とならない。

 をどちらの幼児としてカウントするかが、令和6年度までと、令和7年度以降で変わります。

※令和7年度（経過期間終了後）に向けて、基準の適合再審査を令和6年度に実施する予定です。